

大田区観光 PR 特使設置要綱

平成 24 年 9 月 24 日

24 産観発第 10167 号 区長決定

改正 平成 26 年 3 月 19 日付け 産観発第 10257 号 部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、大田区（以下「区」という。）にゆかりのある著名な個人又は団体を大田区観光 PR 特使（以下「特使」という。）として委嘱し、特使がそれぞれの立場において機会があるごとに、区の魅力を区内外に積極的に発信することにより、区の認知度向上及び観光振興を図ることを目的とする。

(委嘱)

第 2 条 特使は、次に掲げる要件の全てを満たし、文化・芸術、芸能、スポーツ等の各界において活動している著名な個人又は団体からの「大田区観光 PR 特使申請書」（別記第 1 号様式）による申請に基づき、区長が決定し、委嘱する。

- (1) 区に在住又はゆかりがある者
- (2) 全国的に活動し、多くの人から親しまれている者
- (3) 区に愛着を持ち、特使としての任務に取り組む意欲があり、既に区の認知度向上 PR 及び観光 PR を積極的に行っている者
- (4) 委嘱後も、積極的に区の認知度向上 PR 及び観光 PR を行う意思を有する者

(任期)

第 3 条 特使の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(役割)

第 4 条 特使の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特使の知名度・人気を活かし、それぞれの立場において機会があるごとに、区の認知度向上 PR 及び観光 PR を行うこと。
- (2) 特使は活動内容をレポートにし、区に提出すること。
- (3) その他、区の認知度向上 PR 及び観光振興に関すること。

(報酬)

第 5 条 特使の活動に対する報酬は、無償とする。ただし、前条に規定する、区が主催するイベント等への出演料その他費用を支払うことが適当と認められる場合に費用を支払うことを妨げるものではない。

(解嘱)

第 6 条 区長は、特使が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条の規定にかかわらず、特使を解嘱することができる。

- (1) 特使から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障その他の事由のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 特使としてふさわしくない非行があったとき。

(事務)

第 7 条 特使に関する庶務は、観光・国際都市部観光課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、その都度区長が定める。

付則

この要綱は、平成24年9月24日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。